

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 43 件 |
| 国民年金関係 | 23 件 |
| 厚生年金関係 | 20 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 54 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 40 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の父親は、昭和 52 年 3 月ごろ、市役所から加入勧奨のお知らせが届いたので、すぐに市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、父親は商売をしており、毎月、月末に店の売上金の集金に来ていた金融機関の職員に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間当時の源泉徴収簿（控）を保管している。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の父親が、昭和 52 年 3 月ごろに、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納付してくれたと主張しているところ、その父親から提出された申立人の 53 年から 61 年までの所得税源泉徴収簿（控）のうち、55 年から 61 年までの所得税源泉徴収簿（控）によると、社会保険料控除欄に国民年金保険料と考えられる控除額が記載されており、その金額は、実際に必要となる国民年金保険料額とほぼ一致していることから、その父親が、55 年から 61 年の間は、申立人の国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立人の父親は、申立期間当時、申立人の国民年金保険料と一緒に自身と妻の 3 人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の両親は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

2 一方、昭和 52 年 4 月から 54 年 12 月までの期間については、申立人は、52 年にかかる所得税源泉徴収簿（控）を所持していない上、53 年及び 54

年の分についても、その父親から提出された同徴収簿（控）の社会保険料控除欄に保険料額の記載が無く、これらの期間についてまで国民年金保険料を納付していたとは推認できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成2年2月まで

昭和60年8月の結婚を機に、私の妻が区役所で妻自身の国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の職員から、「夫婦二人共、過去に未納期間があるので、その期間の保険料を納付した方がいい。」と言われたことから、しばらくの間、私の妻が、過去の未納期間及び現年度の夫婦二人分の保険料を納付書により自宅近くの金融機関で納付した。その後も、未納がないように夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、62年の確定申告書には、夫婦二人分の国民年金保険料が計上されていることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に払い出されていることが確認できることから、申立人の妻が自身の国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料を納付したとする60年8月の時点で、59年4月以降の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、昭和60年8月に申立人の妻が、国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員から、「過去の未納期間の保険料を夫婦共に納付した方がいいですよ。過年度と現年度の納付書を別々に送ります。」と言われたことから、その妻がさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で納付したとしており、その記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立内容に信憑性が認められる。

さらに、申立人の妻は、国民年金加入後の保険料の納付について、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人夫

婦が居住していた市では、昭和 49 年 4 月から納付書制度が実施されていることが確認できる上、納付書により金融機関で保険料の納付を行うことは可能であったことから、申立内容には特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人が所持する昭和 62 年の確定申告書に計上されている国民年金保険料額は、当該年に夫婦二人分の保険料を実際に納付した場合の金額と一致している上、申立期間の前後を通じて申立人の確定申告書を作成していたとする税理士は、「確定申告書を作成する際は、国民年金保険料の領収書を確認した上で、計上していた。」と証言していることから、申立人の妻は、同年を含む申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたものと推認できる。

その上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成2年2月まで

昭和60年8月の結婚を機に、私が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の職員から、「夫婦二人共、過去に未納期間があるので、その期間の保険料を納付した方がいい。」と言われたことから、しばらくの間、私が、過去の未納期間及び現年度の夫婦二人分の保険料を納付書により自宅近くの金融機関で納付した。その後も、未納がないように夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、62年の確定申告書には、夫婦二人分の国民年金保険料が計上されていることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料を納付したとする同年同月の時点で、59年4月以降の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、昭和60年8月に申立人が、国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員から、「過去の未納期間の保険料を夫婦共に納付した方がいいですよ。過年度と現年度の納付書を別々に送ります。」と言われたことから、申立人がさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で納付したとしており、その記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立内容に信憑性が認められる。

さらに、申立人は、国民年金加入後の保険料の納付について、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人夫婦が

居住していた市では、昭和 49 年 4 月から納付書制度が実施されていることが確認できる上、納付書により金融機関で保険料の納付を行うことは可能であったことから、申立内容には特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人の夫が所持する昭和 62 年の確定申告書に計上されている国民年金保険料額は、当該年に夫婦二人分の保険料を実際に納付した場合の金額と一致している上、申立期間の前後を通じて申立人の夫の確定申告書を作成していたとする税理士は、「確定申告書を作成する際は、国民年金保険料の領収書を確認した上で、計上していた。」と証言していることから、申立人は、同年を含む申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたものと推認できる。

その上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年12月まで

私は、私の両親が60歳になる前に、両親宛に今から国民年金保険料をまとめて納付すれば年金がもらえるという内容のチラシとはがきが届いたことから、家族で年金の話をしたことを記憶している。その際、私は、私の国民年金について父親から、「既に参加しており、国民年金保険料を納付している。」と言われたことを憶えており、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が60歳になる昭和46年以前に両親宛に年金制度の加入を勧めるチラシとはがきを送られてきたことから家族で年金の話をした際、申立人の国民年金保険料について父親から、「既に納付している。」と言われたことを記憶していると主張しているところ、当時、申立人の居住する地域の社会保険事務所（当時）から高齢者宛に年金加入を促進する旨のチラシとはがきを送付されていたことが確認できる上、その案内は申立人の父親の年齢層を対象としていること、及びそのチラシに記載されている年金受給額は申立人の記憶と一致していることなど、その内容が申立人の主張と複数の点で一致することから、同年以前に申立人がその案内をもとに両親と年金の話をしたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料について父親が、「既に納付している。」と言っていたと主張しているところ、申立人の父親の知人及び申立人の妻から、「申立人の父親は律儀でしっかりとした人物であった。」との証言が得られたことから、申立人の父親の発言には信憑性^{びよう}があると考え

られる。

さらに、申立人が居住する地区において、国民年金手帳記号番号が重複して払い出されている事例が散見されることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたと考えることも不自然ではない。

加えて、申立人の父親は、国民年金に加入義務の無い年代であることから、自分自身は年金には加入しなかったものの、父親として家業の経営を継承する申立人の国民年金の加入手続を行わず、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が集金人に、自分と長男の二人分を一緒に納付してきており、長男の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と共に、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し 60 歳に到達するまでの全期間の国民年金保険料を昭和 36 年 7 月に一括して前納しており、その後、39 年 11 月に厚生年金保険に加入したことから、それ以後の保険料は還付されているが、保険料の納付意識は極めて高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人が申立人及び申立人の長男の二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の長男の申立期間の保険料は納付済みとされており、保険料の納付意識の高かったと認められる申立人が、申立人の長男の保険料のみを納付し、自分の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年8月までの期間及び2年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年8月まで
② 平成2年1月から同年3月まで

私の夫は、昭和63年3月に会社を退職した後、自営業となったが、私はすぐに第3号被保険者から強制被保険者への切替手続は行わず、国民年金保険料も納付しなかった。その後、私は、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付することができることと聞き、平成2年ごろから、郵便局又は区役所で夫婦二人の過年度分を優先しながら、保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成2年ごろ、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に自身の保険料をさかのぼって納付し、その後も、夫の分と一緒に保険料を納付していたと主張しているところ、その夫は、申立期間①のうち、昭和63年7月から平成元年8月までの期間及び申立期間②の保険料が納付済みとされている。

また、申立人は、申立人の夫が勤務先の会社を昭和63年3月に退職後、しばらく国民年金保険料を納付していなかったものの、平成2年ごろになって、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付するようになったと述べているところ、記録上、申立期間①と申立期間②に挟まれた元年9月から同年12月までの保険料が過年度納付されている上、その夫も、2年8月に国民年金手帳記号番号が払い出され、その時点でさかのぼることが可能な昭和63年7月までさかのぼって保険料を納付していることから、申立人も、同年7月までさかのぼって保険料を納付していたと考えても特段不合

理な点はみられない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫も、国民年金保険料が未納とされており、同期間は、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、時効により保険料を納付することができない期間であることから、この期間についてまで保険料を納付していたとは推認できない。

また、同期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 8 月までの期間及び 2 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 63 年 9 月まで

私が、20 歳になったころ、母親が私の国民年金の加入手続きを行った。その後、納付書が送付されてきたので、自宅近くの農協又は銀行で国民年金保険料を納付していた。

平成 20 年に、ねんきん特別便が届き、これまでの国民年金の加入記録が全く記載されていないことに驚き、手元に残っていた保険料の領収書を持って社会保険事務所（当時）に行った。その後、領収書が残っていた期間の国民年金の納付記録は回復したが、領収書を廃棄してしまった申立期間の納付記録は認められなかった。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間の国民年金保険料を、自宅近くの農協又は銀行で納付していたと主張しているところ、申立人は、口頭意見陳述において、成人式の後、まだ寒さが残る時期に、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたことや、当時、母親と交わした国民年金などに関する会話の内容及びその際に抱いた印象、21 歳のころに車を購入し、その車に乗って保険料を納付しに行ったことなど、申立期間当時の状況について経験した者しか話せない内容を具体的に述べており、申立内容は信用できる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の両親から国民年金保険料を支払い生活できるだけのお金をもらっていたと述べるなど、申立期間の保険料を納付するだけの資力は十分あったものと考えられる上、その両親も申立期間

中の国民年金保険料が納付済みとされている。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、保険料を前納するとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫の勧めもあり、国民年金に任意加入することとした。加入手続について、時期の記憶がないが、区役所で行い、国民年金保険料についても、納付書で区役所内の銀行出張所の窓口で納付していたと思う。

国民年金に加入以来、欠かさず保険料を納付してきたにもかかわらず、4年連続で1月から3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④は、いずれも短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、いずれの申立期間の前後を通して、申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、申立人の経済状況に大きな変化は認められないことから、任意加入途中の申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入した後においては、申立期間を除いて保険料の未納はなく、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、このような申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を未納にしておくことは考え難い。

さらに、申立人の特殊台帳では、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間

及び 52 年 4 月から同年 12 月までの期間について、当初未納であった記録が、納付済みに訂正されているが、この納付は過年度納付によるものと考えられるところ、過年度納付を示す印ではなく、現年度納付を示す印が押されているなど不自然な点が多く見受けられる。

加えて、申立人の特殊台帳では、過年度納付書が発行された記載があるのは 55 年度の保険料のみであるが、加入直後の昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 2 月及び 3 月の国民年金保険料についても、納付書が発行された記録がないまま過年度納付された記録となっていることから、申立期間①、②、③及び④についても、過年度納付書が発行され、申立人が当該納付書により納付を行ったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年3月までの期間、53年10月から54年3月までの期間及び平成5年12月から6年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から52年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで
③ 平成5年12月から6年9月まで

昭和36年4月に私の父親が、町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②については、納付が遅れたことはあったかもしれないが、私が納付書により自宅近くの郵便局で何か月分かまとめて保険料を納付していた。申立期間③については、私が、平成6年5月ごろに区役所で手続を行い、保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていること、及び申立期間③が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、それぞれ8か月、6か月及び10か月と短期間である。

また、申立期間①及び②について、申立人は、納付書により自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、昭和50年度から納付書制度が実施され、納付書による同市内の金融機関での保険料の納付は可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①及び②に近接する昭和52年10月から53年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間が、申立人の所持する領収書により平成20年8月4日に未納から納付済みに記録訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立期間③について、申立人は、社会保険事務所（当時）で保険料の納付について尋ねたところ、同所職員から、「区役所に行ってください。」と言われたことから、平成6年5月ごろに区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付したとしているところ、その記憶は鮮明である上、現年度保険料については、区役所での納付が可能であったことから、申立内容には信憑性が認められる。

その上、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人は、申立期間③の前後の時期に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを複数回適切に行っていることが確認できる上、それぞれの国民年金加入期間の保険料もすべて納付していることから、申立期間③のみ切替手続きを行わずに保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3354

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

私は、出産後、将来を考えて昭和52年11月に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

昭和53年12月、私は、夫の海外赴任のため54年1月に出国する手続を行うため市役所に行ったところ、窓口の職員から「出国するのであれば国民年金を止めていくしかない。」と言われたことから、国民年金の資格喪失手続を行い、その場で作成してもらった納付書により、53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、出国手続のために市役所に行った際、併せて担当窓口で国民年金の資格喪失手続を行い、その場で作成してもらった納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は出国日の翌日付で国民年金の資格喪失が行なわれていることが確認できる上、当時、同市役所の担当窓口では、納付書の作成及び現年度保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は国民年金に任意加入している上、申立人の夫の標準報酬月額から、申立人は保険料を納付する資力を十分に有していたものと推認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月及び同年10月

私の母親は、私が20歳になった平成4年*月ごろ、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料について、私は母親に依頼して毎月納付書により自宅近くの金融機関で納付してもらった。私の両親からは、「将来困るから国民年金に入った方がよい。」と言われていたので、国民年金の加入当初から未納なく保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年9月に払い出されていることが確認できることから、加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間について、申立人は母親に依頼して保険料を毎月納付書により納付してもらったと主張しているところ、申立人の居住する市では、当時、1か月単位の納付書が発行されていたことが確認できる上、申立人の母親が納付したとする保険料月額は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している上、平成5年2月以降の保険料を口座振替により納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月から40年9月までの期間及び41年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から47年3月まで

私が18歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が厚生年金保険に加入後も国民年金に加入し続けており、将来、年金は双方から受給できると区の集金人及び母親から聞いていた。

国民年金保険料については、母親が自宅に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年12月から41年4月までの期間について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立時には、47年12月ごろに払い出されたもののみしか確認できなかったが、その後、申立人のものと考えられる国民年金手帳記号番号が存在していることが判明し、その番号は、申立人の氏名の誤った読み方で39年11月に払い出されている上、その被保険者記録に記載されている生年月日は申立人と一日違いであること、及び住所は申立人のものと一致していることから、申立人の国民年金手帳記号番号であることが推認できる。

また、申立人のものと推認できる国民年金手帳記号番号のオンライン記録では、国民年金の資格取得時期が昭和38年12月、資格喪失時期が41年5月とされていることから、申立期間のうち、38年12月から41年4月までの期間の保険料を納付することは可能であった。

さらに、前述のオンライン記録では、申立期間のうち、申立人が厚生年

金保険に加入していた期間を含む昭和 40 年度の国民年金保険料が納付済みとされている上、申立人が厚生年金保険加入後も保険料を納付するほど納付意欲の高かった申立人の母親が、その時点で納付可能であった昭和 38 年 12 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 38 年 11 月までの期間及び 41 年 5 月から 47 年 3 月までの期間について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 38 年 11 月までの期間及び 41 年 5 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 38 年 11 月までの期間については、20 歳前の期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

加えて、申立期間のうち、昭和 41 年 5 月から 47 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、同年 12 月ごろと推認できる上、申立人のものと推認できる国民年金手帳記号番号のオンライン記録では、41 年 5 月に国民年金の資格を喪失した後、再び資格を取得した形跡は見受けられないことから、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 12 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録がないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 8 月まで

私は、高校卒業後から住み込みで働いていた薬局の店主の勧めにより、昭和 36 年 4 月に国民年金の加入手続を市役所の支所で行った。

国民年金保険料については、月額 100 円と記憶しており、私が同支所に国民年金手帳を持参して、印紙で納付したが、当時の国民年金手帳は紛失してしまった。38 年 9 月に転職のため他県へ転出するまで欠かさず保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 14 か月と比較的短期間である上、申立人は、実家を出て 1 人暮らしの生活を続けていたことから、生計を維持するために他県への転職直前まで薬局で働いており、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立内容に特段不合理な点は見当たらないとともに、申立期間において、申立人は職業や居住地の変更はなく、生活状況に大きな変化はなかったものと考えられることから、保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、国民年金手帳を市役所支所に持参して印紙により国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が申立期間当時居住していた市において、申立てどおり、同支所が実在していたこと、及び同支所では検認印と国民年金被保険者名簿を備えて、国民年金手帳を持参した被保険者から印紙検認方式により保険料を収納していたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している保険料の月額は申立期間当時の金額と一致している上、保険料の納付状況等の記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立内容は信憑性^{びよう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月

私の夫は、勤務先の会社を退職したので、夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その後、市役所又は金融機関で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私の国民年金手帳には、申立期間に任意加入していたことを示す記載があり、保険料も夫が納付してくれていたはずである。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が共済組合に加入していることから、国民年金の任意加入期間であり、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、任意加入被保険者であったことが確認できるが、オンライン記録では、未加入期間とされているなど、両者の記録に齟齬がみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間を含み国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと考えられることから、その夫が、申立人のわずか1か月の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められ、また、申立期間のうち、53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 11 月ごろ、妻と二人で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、父親又は私が、父親と私達夫婦 3 人分を納付していた。途中から、農家の戸主は、付加保険料も払わなければいけないと言われたので、私だけ付加保険料も納付していた。

申立期間①及び③の付加保険料が未納とされ、申立期間②の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、この当時、申立人は、農業者年金にも加入し、その保険料を納付していたことが確認でき、同年金加入者は、国民年金の定額保険料に加え、付加保険料も納付しなければならないこととされており、申立期間①及び③の定額保険料は納付済みとされていることから、申立人が、同期間の定額保険料のみを納付して、付加保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②の前後の期間の定額保険料は納付済みとされており、同期間の農業者年金の保険料も納付済みであることが確認できる上、上記のとおり、申立期間②の前後の申立期間①及び③の付加保険料も納付されていた

ものと推認されることから、申立人が、12 か月と短期間である申立期間②の定額保険料及び付加保険料を納付したと考えるも特段不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められ、また、申立期間のうち、53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3360

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年8月まで

私は、会社に在籍していた時から国民年金の大切さを理解していたので、昭和47年3月に会社を退職した際、早く加入手続をしようと思っていた。長男を出産した同年*月に町役場に行き、国民年金の加入手続を行った時、その場で2か月分の保険料を納付したことを憶えており、その後も未納がないようにきちんと納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は昭和47年*月に町役場で国民年金の加入手続を行った際、その場で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に、国民年金保険料を収納したことを示す同月の日付の検認印が押してあることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付することができない期間であるにもかかわらず、申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年4月及び同年5月の記録欄に検認印が押印してあることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年3月までの期間及び同年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで
② 昭和39年7月から42年3月まで

私は、昭和35年に集団就職で上京し、洋品店に入社したのち、20歳になったころに同洋品店に来た金融機関の職員に国民年金の加入を勧められたことから加入手続を行った。国民年金保険料については、勤務先に来ていた集金人に、職場の同僚と一緒に納付してははずである。

昭和41年4月に結婚して、転居した際も国民年金の住所変更手続を行い、自宅に来ていた集金人に私の夫と二人分の保険料と一緒に納付していたはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は8か月と短期間である。

また、申立人には昭和42年5月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号とは別に旧姓による国民年金手帳記号番号が40年4月に払い出されていることから、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間②と近接する昭和43年10月から44年3月までの期間の保険料は、当初未納とされていたが、申立人が所持する国民年金手帳の検認印により納付済みに記録訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立期間②のうち、結婚後となる昭和41年4月から42年3月までの期間については、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の

夫は保険料を納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間①及び②を除いて、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間も見られることから、保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3362

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、中学校を卒業してから美容院に住み込みで働いていた。私が 20 歳になった昭和 36 年ごろに、その後義母となった雇主が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。その当時、雇主から、「20 歳になったので国民年金に加入してやった。」と言われたことを憶えている。40 年 2 月に私が結婚するまでの期間の国民年金保険料は、私の給料から雇主に渡し、雇主が、私に代わり納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 36 年ごろに、その後申立人の義母となった雇主が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、払出簿によると、昭和 38 年 4 月に払い出されたことになっているが、同時期に払い出されたことになっている申立人の記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日は、36 年 4 月や 37 年 7 月となっており、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、36 年 4 月から 37 年 7 月の間である可能性があり、その時点では、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間当時、雇主から、「20 歳になったので国民年金に加入してやった。」と言われたことや、自分の給料から国民年金保険料を雇主に渡していたことなどについて鮮明に記憶している。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私の妻は、昭和45年9月に会社を退職した際、会社の担当者に勧められて国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、妻がどのように納付していたか聞いていないが、厚生年金保険から国民年金に変更手続を行い、保険料も未納がないように納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月及び同年7月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月及び同年7月

私は、昭和49年12月ごろに区役所で国民年金及び付加年金の加入手続きを行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付書により自宅近くの金融機関で納付していた。平成4年*月に60歳になったが、60歳以降も継続して国民年金及び付加年金に任意加入していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金の任意加入手続きと同時に付加年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、オンライン記録では、付加年金申出日が平成4年8月18日とされているものの、申立人の所持する国民年金手帳には、付加年金申出日が同年6月29日と記載されていることから、申立人は、国民年金の任意加入手続きと同時に付加年金の申出を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとされている上、申立期間の定額保険料は現年度納付されていることから、申立期間の付加保険料のみが未納とされているのは不自然であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものとするのが合理的である。

加えて、申立人は、国民年金加入期間の定額保険料をすべて納付しているとともに、加入当初から付加保険料を納付していることから、定額保険料及び付加保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 12 月に会社を退職してしばらくの間、国民年金の加入手続を行っていなかったが、私の父が新聞で国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、両親が 55 年ごろに市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続の際に、市役所の担当者から、「過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できます。」と説明され、両親が未納期間の保険料を一括で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人は、55 年ごろに申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際にまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、55 年 9 月ごろと推認でき、その時点では当該期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人の両親が納付したとする国民年金保険料額は、当該期間について実際に過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の母親は、「娘（申立人）が国民年金に加入していなかったことを知っていたので、加入手続を行った際にさかのぼって納付できる期間と金額を計算してもらい納付した。」旨証言している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国

民年金に任意加入し、保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 53 年 6 月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の両親が納付したとする国民年金保険料額は、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点で過年度納付により納付することが可能であった昭和 53 年 7 月以降を納付した場合の保険料額とおおむね一致しており、当該期間を含めた場合の保険料額とは大きく異なっている。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3366

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 61 年 8 月ごろ、結婚のために会社を退職し、同年 10 月ごろ、夫と二人で市役所に行き、入籍と同時に国民年金の加入手続を行った。申立期間は、結婚前の期間のため、夫の扶養に入れなかったため、加入手続の際に、申立期間の国民年金保険料を納付した。保険料を納付したのは、この時が初めてだったのではっきり憶えており、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 10 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った際に、結婚前の期間で夫の扶養に入れなかった申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間は、記録上、未加入期間とされているが、申立人が会社を退職し厚生年金保険を喪失した同年 8 月 21 日は、本来、国民年金強制加入被保険者の資格取得日となることから、申立人が保険料を納付したとする時点において、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立人が述べる申立期間の保険料額も、実際に必要になる保険料とほぼ一致している。

さらに、申立人の夫は、「妻と一緒に市役所に行った時に、妻が国民年金係の窓口で国民年金保険料を納付したことを見ていた。」旨証言している。

加えて、申立期間は 1 回かつ、2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで

私は、昭和36年3月ごろに、町内会長から国民年金制度の説明を聞き、自営業者だった私の夫と二人で国民年金に加入することにした。国民年金保険料については町内会長が集金に来た際、私が夫婦二人分の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は集金人である町内会の会長に3か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、自治会等による集金人制度が存在していた上、保険料を3か月単位で収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が納付したと主張する保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人は申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月26日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を45年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月25日から43年11月30日まで
② 昭和45年3月26日から同年12月1日まで
③ 昭和47年4月1日から48年5月31日まで

私は、申立期間①について、昭和41年5月1日から43年11月30日まで、学校のあっせんでA社に入社し、自動車修理の仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録は、41年7月25日までしかない。同社は社会保険完備ということで入社し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶もあるので、当該期間の記録が無いのはおかしい。

申立期間②について、募集広告を見て入社したB社で昭和44年4月1日から45年12月1日まで自動車板金塗装の仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録では、同年3月26日までしかない。

申立期間③について、知人に誘われてC社（現在は、E社）に入社し、昭和47年4月1日から48年5月31日ごろまで勤務し、自動車板金塗装の仕事をしていました。同社で働いていたことは間違いないので加入記録が無いのはおかしい。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、後任者への引継ぎのため昭和 45 年 11 月 30 日までB社に勤務していたと供述しているところ、同年 11 月 5 日に入社した後任者である同僚は、「私の入社時に申立人は在職しており、その後一緒に仕事をしていた。」と証言していることから、申立人が、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に在職中は、自動車板金塗装の仕事をしており、勤務形態に変更は無く、正社員として勤務していたとする申立人の供述と後任者である同僚の「私の入社時から申立人は自動車板金塗装の仕事をしており、申立人がB社を辞めるまで業務内容及び勤務形態に変更は無く、正社員として勤務していた。」とする証言が一致している上、同僚は同社における厚生年金保険の加入記録と勤務期間に相違は無い旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和 45 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られず不明であるが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届を行う機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和 45 年 3 月 26 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人と同様の業務に従事していた同僚は、「昭和 41 年 7 月ごろ申立人はA社を辞めた。」と証言している。

また、A社の事業主が「申立期間当時、社会保険の手続は自社で行い、労働保険の手続は外部に委託していた。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険と雇用保険の資格喪失に係る届出は別々に行われていたと考えられるところ、厚生年金保険及び雇用保険の資格喪失日は一致している。

さらに、A社は申立期間①当時の人事記録は保管していないと回答しており、このほかに申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③について、E社は当該期間中の人事記録を保管しているが、その中に申立人の名前は無いと回答している。

また、E社の人事課は、「正社員であれば雇用保険に加入しているはずである。」と供述しているところ、申立人については、当該期間の雇用保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人をC社に誘ったとする同僚は、当該期間中、厚生年金保険の被保険者となっていない上、既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について、証言を得ることはできない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年11月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は8,100円、24年5月から25年10月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月29日から25年11月14日まで
厚生年金保険被保険者記録が、昭和24年4月29日にA社B工場で資格喪失、25年11月14日に同社同工場で再度資格取得となっており、被保険者期間が欠落している。しかし、申立期間は同社本社に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の記載があるページにおいて、申立人の氏名が確認できるものの、当該ページの取得日及び喪失日が記載されている部分が欠落しているため、取得日及び喪失日が確認できない。

しかし、雇用保険の加入記録、A社が保管する社員名簿及び申立人が保有する辞令により、申立人が申立期間において同社本社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年11月14日に同資格を喪

失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における、A社B工場の昭和24年3月及び25年11月の記録から、24年4月は8,100円、24年5月から25年10月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年1月1日から9年3月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年7月1日から14年5月31日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から9年3月1日まで
② 平成13年7月1日から14年5月31日まで

私はA社が平成9年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことは知っていたが、申立期間①について、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることなど全く知らなかった。

また、申立期間②については、標準報酬月額が38万円となっているが、44万円が正しいので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、当初、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は申立人が主張する44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年3月1日）の後の平成9年3月5日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられている上、申立人を除く12名についても申立人と同

様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①において標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録では、平成 13 年 9 月 4 日付けで、13 年 7 月 1 日の随時改定(以下、「当該随時改定」という。)により、申立人をはじめ 13 名が標準報酬月額が減額改定されており、申立人は標準報酬月額が 44 万円から 38 万円に減額されていることが確認できるが、申立人の預金口座に振り込まれている額をみると、申立期間②と申立期間②以前の給与振込額と大差がない上、当該随時改定で標準報酬月額が減額されている同僚 12 名も申立期間②と申立期間②以前の給与振込額には大差はなかったと証言している。

また、申立人は給与明細書を保管していないものの、申立人と同様に当該随時改定により標準報酬月額が 32 万円に減額されている同僚は、給与明細を転記した家計簿の厚生年金保険料の控除額から、平成 13 年 7 月から 14 年 4 月までの期間において標準報酬月額(44 万円)に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②について、その主張する標準報酬月額(44 万円)に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められ、標準報酬月額は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人の預金通帳の写し及び同僚の保管する家計簿等から判断された申立人が控除されていたと認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間②の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、同資料で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、同社を昭和46年3月31日に退職しており、資格喪失日は同年4月1日となるはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の労働者名簿、人事記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人は昭和46年3月31日に退職したため、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格の喪失の届出をし、同年3月25日に同年3月の保険料を控除した、としていることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付を行ったとしているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における資格喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、3年11月30日から4年6月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
また、申立人の平成3年8月から4年5月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を3年8月及び同年9月は19万円、3年10月から4年5月までは20万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人のB社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、4年7月31日から同年10月28日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。
- 3 申立人は、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が著しく低い金額であったので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②及び③について加入記録が無いことが判明した。平成3年11月30日から4年6月1日まではA社に、同年6月1日から同年12月1日までは転籍によりB社に一貫して勤務していたので、申立期間②及び③について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から申立人が平成4年5月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年6月1日より後の同年8月26日に、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額をさかのぼって10万4,000円に引き下げ、同日に申立人が3年11月30日に資格喪失した旨の処理が行われている上、同社において被保険者であった多数の者について同様の処理がなされているが、社会保険事務所（当時）において、このような標準報酬月額の訂正及び資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の訂正及び資格の喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月及び同年9月を19万円、3年10月から4年5月までを20万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人がB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によるとB社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていたが、その処理は同年10月28日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年7月31日までさかのぼって喪失させ、同年10月の算定基礎届の記録を取り消す処理が行われており、また、同社に係る厚生年金保険の加入記録が訂正されている者が21人確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同年7月31日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、B社が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、同年10月28日

であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人に係るB社における取消処理前の平成4年10月の算定基礎届の記録から19万円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、当初の同年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できるところ、前述のとおり、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた同年10月28日から同年11月30日までの間は、雇用保険の加入記録によって申立人の継続した勤務が確認できる上、申立人と同様に同年11月30日まで雇用保険の被保険者記録がある同僚は、同人が保持する同年10月分及び同年11月分の給与明細書によって厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、同年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、当該期間の約3か月前までは適用事業所となっているが、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人の事業所であることから厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、取消処理前の同年10月の算定基礎届の記録により、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の当該申立期間においてB社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年11月1日から29年2月1日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は、28年11月1日であると認められることから、当該期間について資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年2月1日まで
② 昭和31年3月から32年3月4日まで

申立期間①について、私はA社で昭和28年に資格を取得しているはずなので、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日が28年11月1日から29年2月1日に訂正され、同時に私の資格取得日も訂正されているとの回答であった。調査の上、訂正前の記録に戻してほしい。

また、申立期間②について、私はB社には昭和31年1月ごろに入社した。入社後はしばらく試用期間であったと思うが、同年3月には資格を取得しているはずである。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当初、同社の新規適用年月日は昭和28年11月1日と、申立人の被保険者資格取得日も同日と記録されていたが、その後、同社の適用年月日が29年2月1日に訂正された上、同年4月16日付けで、申立人の資格取得日も同年2月1日に訂正されたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、A社の設立は昭和25年2月10日であることが確認できる上、当該訂正前の昭和28年11月1日における被保険

者資格取得者は7名であることから、同社は当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、社会保険事務所において、同社の適用年月日を訂正する合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、資格取得日を訂正する合理的理由は無く、当該訂正処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人のA社における資格取得日は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、昭和28年11月1日であると認められることから、当該期間について資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該訂正処理前の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと主張しているが、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録における資格取得日は、同社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、B社の複数の従業員は、「昭和32年ごろ欠員補充として採用された2名のうち1名が申立人であり、申立人は、入社した年を1年間違えているのではないか。」、「申立人は、もう1名と同じころに入社したと思う。」と供述しており、この申立人と同時期に入社したとされる同僚は、32年5月2日に厚生年金保険を資格取得していることが確認できる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も死亡しており、当時の人事記録等の資料を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41 年 7 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 8 月から 40 年 6 月までは 1 万 8,000 円、40 年 7 月から 41 年 4 月までは 2 万 2,000 円、41 年 5 月及び同年 6 月は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 7 月 16 日まで

私は、昭和 39 年 8 月から 41 年 7 月まで A 社に勤務していた。その間、大手デパート等に派遣され化粧品の販売をしていた。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないが、給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しており、調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、生年月日が一行上の被保険者と同一であるものの、氏名は申立人の旧姓と同姓同名である者が昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、41 年 7 月 16 日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記の被保険者記録は申立人の A 社における雇用保険の加入記録と一致する上、その被保険者資格取得日は、申立人と同じ日に入社したとする同僚と同じ昭和 39 年 8 月 1 日となっていることから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A 社の事業主は、申立人が昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41 年 7 月 16 日に同資格

を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和39年8月から40年6月までは1万8,000円、40年7月から41年4月までは2万2,000円、41年5月及び同年6月は2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 3 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 61 年 1 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、同年 2 月の厚生年金保険料を納付する義務は、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 11 月 1 日から平成 7 年 2 月 26 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①について記録が無い旨の回答をもらったが、当該期間の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので記録を訂正してほしい。
また、申立期間②における標準報酬月額が実際に支給された給与の額に比べて低い金額となっているので、実際に支給された報酬に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録及び申立人の保管する給与明細書により、申立人が A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の保管する給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、44 万円にすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 社は申立期間中の昭和 61 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったが、同年 11 月 1 日に

再び適用事業所となっており、また、事業主も「当該期間当時、社員数の変動は無かった。」旨を供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、昭和 61 年 1 月の保険料を納付したか否かについてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

昭和 61 年 2 月の保険料を納付したか否かについては、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の同年 2 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、昭和 61 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人が、A 社に勤務していたことは認めることができる。

しかし、申立人の保管する給与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが認められる。

申立期間②については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管している給与明細書から、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の方が低額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額として認定される額は、控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額であり、当該額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額以下であることから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年12月から8年9月までは32万円に、8年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が34万円から平成7年12月から8年9月までは9万2,000円、8年10月から同年12月までは9万8,000円にさかのぼって引き下げられている。引き下げられる前の標準報酬月額が正しいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年12月から8年9月までは32万円、8年10月から同年12月までは34万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった9年1月31日の後の同年4月21日に、7年12月から8年9月までは9万2,000円、8年10月から同年12月までは9万8,000円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本から申立人が同社の役員であったことが確認できるものの、申立人は「社会保険事務については関与していない。」と述べている上、同僚から「社会保険事務については代表取締役が行っていたのではないか。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に

係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年12月から8年9月までは32万円に、8年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年1月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月29日から同年2月4日まで

私はA社に昭和34年4月1日に入社し、平成5年8月31日に退職するまで継続して勤務していたが、同社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

その期間は、昭和47年1月29日にA社B支店に転勤になったものであり、欠落期間ができるはずがないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が提出した社員台帳等の人事記録から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、D社は、当時の厚生年金保険の手続について、「当時の届出書類が残っていないため確認はできないものの、人事記録である社員台帳の記録で申立人が昭和47年1月29日にA社C支店から同社B支店に転勤したことが確認でき、申立期間を含め人事異動に伴う給与の経過も記入されているため、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月のA社B支

店における社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月21日から同年4月1日まで

私は、当時、A社B事業部で組立及び検査の仕事をしていましたが、営業職を希望し、C社に転勤することとなった。

厚生年金保険の記録によると、昭和42年1月21日にA社B事業部で資格を喪失し、同年4月1日にC社で資格を取得しており、3か月間が空白になっている。しかし、私は、申立期間も継続して同社のグループ会社に勤務しており、途中で辞めたことは無いため、空白が生じるはずがない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年4月1日にA社B事業部から関連会社C社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び

周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年3月11日と認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月から5年2月までの標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から5年10月1日まで
私が勤務していたA社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成3年10月31日になっているが、5年9月30日まで継続して勤務していた。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年10月31日から5年3月11日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人がA社において継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立人が保管している給与明細書（平成3年10月分から5年2月分まで）から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は平成3年10月31日となっている。

しかし、当該喪失処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の平成5年3月11日付けで行われており、同日に、申立人に係る4年10月の算定基礎届の記録（平成4年9月8日処理）が取り消されている上、複数の者についても申立人と同様の処理がされていることが確認できる。

また、事業主は「当時経営が悪化しており、社会保険料の滞納があったため、督促のため社会保険事務所（当時）の職員が来社したことがあり、その後社会保険事務所の職員の提案により書類に印鑑を押した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成3年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた5年3月11日であると認められる。

また、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当該喪失処理前の記録から24万円とすることが必要と認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成5年3月11日から同年10月1日までの期間については、申立人が保管している給与明細書（平成5年3月分から同年6月分まで）において、平成5年3月から同年9月までの期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は当該期間の国民年金保険料を自身で納付したとしていて、オンライン記録において国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人の健康保険被保険者証は、申立人の資格喪失処理が行われた平成5年3月11日に回収されていることがオンライン記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については昭和42年8月から43年6月までは3万円、43年7月から44年8月までは3万9,000円、44年9月から45年8月までは5万6,000円、45年9月から46年3月までは6万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月21日から46年4月1日まで
私のA社（後のB社。現在は、C社）における厚生年金保険の記録は昭和46年4月1日からになっているが、私は同社には、38年12月15日に入社し、49年9月20日まで継続して勤務していた。

勤務期間の途中に欠落があるのはおかしいと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格取得日は昭和46年4月1日となっている。

しかし、A社は昭和42年8月21日に新規適用になり、46年4月1日に社名をB社に変更しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社の社名変更時に書き換えられたと思われるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者資格取得日は42年8月21日と記載されている。

これらのことからオンライン入力作業時に、申立期間のA社に係る申立

人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の入力を漏らしたものと考えられ、事業主は、申立人が昭和 42 年 8 月 21 日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 42 年 8 月から 43 年 6 月までは 3 万円、43 年 7 月から 44 年 8 月までは 3 万 9,000 円、44 年 9 月から 45 年 8 月までは 5 万 6,000 円、45 年 9 月から 46 年 3 月までは 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年6月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、57年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和53年7月1日）及び取得日（55年10月23日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額が9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月1日から55年10月23日まで
② 昭和57年8月1日から59年8月1日まで

私は、昭和51年6月15日から59年8月1日までの期間、継続してA社に取締役として勤務した。その間、時間にゆとりがあったので、同時に別の会社に勤めた期間があるが、A社を辞めた覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和51年6月15日に厚生年金保険の資格を取得し、53年7月1日に同資格を喪失後、55年10月23日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の代表取締役は、申立人は申立期間①において同社に勤務していたと述べている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和51年6月15日、資格喪失日は57年8月1日と記載されており、その間に資格喪失及び資格取得の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格の喪失日（昭和53年7月

1日)及び取得日(55年10月23日)の記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和51年6月15日から59年8月1日までの間、A社に取締役として勤務していたとしているが、同社の閉鎖登記簿謄本を確認したところ、申立人は56年5月30日に同社の取締役を退任して以来、再度同社の取締役に就任した形跡は無い。

また、申立人は申立期間②である昭和57年8月1日から59年8月1日までの間、B社に勤務していたので、A社には出勤していないとしている。

さらに、A社から提出された申立人に対する振込金受取書によると、申立期間②における最後の支払日が昭和57年8月7日及び同年8月30日となっており、当該期間に係る給与振込は確認できない。

加えて、A社から提出された同社の決算書類によると、申立人の名前が記載されているのは、昭和56年5月末までであり、57年以降には申立人の名前は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から同年6月1日まで

申立期間におけるA社B支店の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、私は入社以来、同社に継続して勤務しているため、被保険者期間に空白が生じることは考えられない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び部門事業所異動歴から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和55年6月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月のA社B支店における社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D工場における資格取得日に係る記録を昭和36年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月2日から同年10月1日まで
昭和18年7月2日から54年10月1日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、3か月間の欠落があるので調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社E工場へ異動。同社E工場が36年12月8日に厚生年金保険の適用事業所になるまでは、近接する同社D工場の被保険者として記録）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社C工場の後に同社D工場の被保険者として記録されている申立人を含む複数の同僚が、昭和36年7月2日に同社C工場の資格を喪失していることから、同年7月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和34年4月6日にA社へ入社し、37年2月1日に同社C工場へ、39年11月1日に同社D工場開設準備室へ異動し、平成11年9月30日に定年退職した。1か月欠落がある事は考えられないので、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の資格証明により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和39年12月1日に申立人がA社C工場の被保険者資格を喪失した旨の記載がされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年1月1日から同年1月10日までの期間について、申立人のA社（現在は、E社）C工場における被保険者資格取得日は24年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、昭和24年10月1日から25年4月1日までの期間、25年6月26日から同年8月20日までの期間及び31年3月30日から同年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格取得日に係る記録を24年10月1日に、同社C工場における資格取得日に係る記録を25年6月26日に、同社D工場における資格取得日に係る記録を31年3月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、24年10月から25年3月までは8,000円、25年6月及び同年7月は7,000円、31年3月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から同年1月10日まで
② 昭和24年10月1日から25年4月1日まで
③ 昭和25年6月26日から同年8月20日まで
④ 昭和31年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和23年4月にA社に入社以来、定年退職するまで転勤はあったが継続して同社に勤務していた。申立期間はすべて工場間の転勤があった期間で、転勤の前と後のどちらの工場に勤務していたかは正確なところは覚えていないが、その間が欠落しているのはおかしいので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事記録により、申立人が昭和24年1月1日に同社B工場から同社C工場に異動していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社（現在は、E社）C工場における被保険者資格取得日は昭和24年1月1日であると認められる。

申立期間②から④までについて、A社の人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人が所持している永年勤続の表彰状から、申立人が同社に継続して勤務し（申立期間②は24年10月1日に同社C工場から同社D工場に異動、申立期間③は25年6月26日に同社D工場から同社C工場に異動、申立期間④は31年3月30日に同社本社から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社C工場又は同社D工場における昭和25年4月、同年8月、31年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、24年10月から25年3月までは8,000円、25年6月及び同年7月は7,000円、31年3月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

私は、平成7年からA社に勤務しているが、16年12月の賞与について、支給額から厚生年金保険料は控除されているのに、年金記録が無いので、調査し年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する平成16年12月15日に支給された賞与に係る2004年個人別賃金台帳から、申立人は、50万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、平成3年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年3月11日まで
オンライン記録では、A社本社で平成3年3月1日に資格を喪失し、同社B工場で同年3月11日に資格を取得したことになるが、その間も継続して勤務していた。本社から工場に転勤となったもので、厚生年金保険被保険者期間が欠落しているわけではないが、資格取得日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する年金手帳の加入記録、事業所が発行した在職期間証明書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る転勤の時期については、転勤辞令から、平成3年3月1日と確認できる。したがって、申立人の同社B工場における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を平成3年3月1日にすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 9 月に役場に行った際、職員に勧められたので、自ら国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、送付されてきた納付書を役場に持参の上、夫の分の保険料と一緒に納付していた。

きちんと納付したはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 9 月に役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳の交付を受けたかどうか、及び国民年金保険料としていくら納付していたかなどについては記憶が定かでないとしており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できるものの、申立期間当初である昭和 47 年度の保険料が過年度納付となっていることから、必ずしも申立人の主張するような納付状況ではなかったことが認められ、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 54 年 3 月と推認できるが、申立人は過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、この時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 12 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 12 年 5 月まで

私は、20 歳になった直後の昭和 63 年 6 月に結婚し、他市へ転居したが、同時に私の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料については、母親が毎年 10 万円ぐらいを年度初めに一括で納付したと言っている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 6 月の結婚に際して、その母親が申立人の実家の所在する市の市役所で加入手続を行い、毎年 10 万円ぐらいを一括で納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親からも証言を得ることができないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、実家の所在する市及び婚家の所在する市いずれにおいても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、昭和 63 年 6 月の厚生年金保険の資格喪失後から平成 13 年 7 月までの期間においては、厚生年金保険、国民年金のいずれにも加入していなかったものと考えてるのが自然である

さらに、申立人は、平成 14 年 7 月から 18 年 4 月にかけて、12 年 6 月から 19 年 3 月までの期間の保険料として 15 万円前後に及ぶ国民年金保険料を複数回、一括で納付していることが確認できることから、申立人の母が納付していたとする毎年 10 万円程度の保険料は、この期間の保険料を一括納付したものと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3370

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 50 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は憶えていないが、加入を勧めてくれた母親が市役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、母親が、両親と私の 3 人分を一緒に自宅に来た集金人に納付していた。

申立期間について、両親の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は昭和 50 年 8 月に行われたと推認でき、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の資格取得時期が昭和 43 年 1 月であることから、その時点から国民年金保険料を納付し始めたと思うと述べているが、この資格取得時期は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初めまで遡^{きゆう}及することから、保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 8 月まで

私は、昭和 61 年 10 月に結婚をした後に夫から勧められ、当時居住していた市役所で初めて国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った時に、結婚前の同年 9 月分の国民年金保険料を市役所で納付したが、その際に市役所の窓口の職員からさかのぼって納付できることを聞き、同日のうちに、言われた金額を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 10 月に結婚した後に国民年金の加入手続を行い、その際に市役所窓口で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 2 月に払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金の資格取得日は 61 年 9 月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年11月までの期間及び46年2月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から45年11月まで
② 昭和46年2月から48年9月まで

私が、20歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続きをしてくれ、私が厚生年金保険に加入していた期間だけは、国民年金保険料も重複して納付していたはずである。昭和50年10月に、厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を受給したが、その際に国民年金の納付記録も消されており、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が厚生年金保険に加入していた期間のみ、国民年金保険料を重複して納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は国民年金の強制加入期間であるものの、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から45年3月まで

私は、第二子が生まれて2、3年経った昭和40年ごろに夫の両親に勧められて市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。加入手続後に、国民年金保険料を20歳までさかのぼってまとめて納付し、その後も未納がないように市役所窓口で保険料を納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第二子が生まれて2、3年経った昭和40年ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された45年11月は第1回特例納付が実施されていた時期であるが、申立人は、45年ごろに保険料をまとめて納付した記憶がないと述べている上、まとめて納付したとする保険料額の記憶も曖昧^{あいまい}であることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付によりまとめて納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続の際に20歳までさかのぼってまとめて納付し、その後も市役所窓口で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}であることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立期間当時、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3374

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、市役所の人から、私には国民年金保険料の未納があるので、未納分を納めるように言われたので、市役所の人から言われた金額を市役所で、まとめて全額納付した。納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の人から国民年金保険料の未納分を納めるように言われたため、市役所の人から言われた金額をまとめて全額納付したことについての記憶はあるが、保険料の納付時期や納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したのは、1回だけであったと述べているところ、申立期間直後の昭和41年1月から42年3月までの保険料が特例納付により納付されていることが、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた市が保管する被保険者名簿により確認できるが、この特例納付の始期となっている41年1月は、この時点を起点としてそれ以降60歳到達時点まで保険料を納付すると、納付月数が申立人の年金受給資格に必要な228か月ちょうどになることから、申立人がまとめて納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年9月までの期間、46年5月から同年6月までの期間及び47年10月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から45年9月まで
② 昭和46年5月から同年6月まで
③ 昭和47年10月から51年12月まで

私は、昭和43年8月に国民年金に加入するために帰化し、その時に国民年金の加入手続を行った。その後、区役所で納付書により国民年金保険料を納付していた。また、勤務先の会社を退職後も、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、市役所で保険料を納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続時に国民年金手帳の交付を受けた記憶がはっきりしないなど、加入手続時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期からみて、申立人は、昭和52年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人が所持する国民年金手帳でも、同年1月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間①から③までの期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、ほかに国民年金に加入していた事情もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月から同年12月まで

私は、昭和51年7月に厚生年金保険被保険者の資格喪失後、国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続を行った時期や申立期間の国民年金保険料の納付状況については具体的に記憶していないが、申立期間当時、長男が毎週土曜日に通院しており、通院に必要な保険の空白は生じていなかったはずであり、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続の時期や申立期間の保険料の納付時期、納付方法等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳では、昭和42年1月に資格を喪失した後、52年1月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても、申立人と同様に申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3377

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年10月まで

私は、会社を退職後、義母や知人から国民年金の加入を勧められ、時期は不明だが、市役所で加入手続を行った。国民年金保険料は、私が市役所の窓口に行き、納付書で納付し、その際に納付書の綴りにハンコを押してくれたと思う。国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の義母及び知人から国民年金の加入を勧められ、時期は不明だが、市役所で加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳及び申立人が申立期間当時から居住する市が保管する被保険者名簿には、申立人の国民年金の任意加入者としての被保険者資格取得時期が、昭和49年11月と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することはできない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金の被保険者資格取得時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、当初から、市役所の窓口に行き、納付書で納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時から居住する市で、納付書による保険料の徴収が開始されたのは、申立期間の途中の昭和47年4月からであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から48年3月まで

私は、昭和41年11月に事業を始めるのを機に、市役所で妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、毎月か何か月かまとめて納付したかは定かでないが、市役所の窓口、集金人、又は金融機関で私の妻の分と一緒に納付をしていたのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業を始めた昭和41年11月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付したと主張しているが、当時、申立人の妻宛に社会保険事務所（当時）より年金受給資格に必要な年数が不足しているとの通知が届いたことから、過去にさかのぼって妻の国民年金保険料を納付したと述べており、その妻の生年月日から計算すると同年11月に同内容の通知書が届くのは不自然である上、妻と一緒に保険料を納付したとする申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年ごろに払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は保険料を過去にさかのぼって納付した憶えはないとしている。

さらに、申立人は申立期間以後同一市内に居住しており、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から5年3月まで

私の母親は、私が20歳の時、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。母親は、申立期間当時、毎月、自宅に来ていた集金人に納付書により国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、その母親は、加入手続きを行った際に、国民年金手帳をもらった記憶が無く述べるなど、加入手続き時の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間当時居住していた町においても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがわれない。

また、申立人は、申立人の母親が、集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その母親は、申立期間当時、保険料を納付したことは憶えているものの、誰の保険料であったか分からないと述べているなど、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、42 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から平成 10 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から平成 10 年 7 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に市役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、転居後の申立期間②及び③の保険料については、市役所窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、加入当初は集金人に納付し、42 年に転居後は市役所窓口で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は 3 回で合計 352 月に及び、かつ、申立期間は二つの市にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立期間の大半の保険料は申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、42 年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から平成 11 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から平成 11 年 10 月まで

私の妻が、昭和 36 年 4 月に市役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、転居後の申立期間③及び④の保険料については、市役所窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろに申立人の妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人の妻が加入当初は集金人に納付し、42 年に転居後は市役所窓口で納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は 4 回で合計 367 月に及び、かつ、申立期間は二つの市にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納

付していたと主張しているが、その妻についても、申立期間の大半の保険料は申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 21 日から 47 年 8 月 7 日まで
② 昭和 47 年 11 月 1 日から 50 年 1 月 2 日まで

私は、昭和 50 年 1 月に、B 社を結婚準備のため退職した。厚生年金保険加入期間の記録を調べたところ A 社も含め脱退手当金の一時金支給による削除となっている。脱退手当金請求書に記入した覚えは全く無い。自分の筆跡のある申請書類等が閲覧できたならば納得できたが、書類は破棄されたということであるので第三者委員会で調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した A 社及び B 社について、同一の厚生年金保険記号番号で資格を取得し、2 社とも脱退手当金の請求の対象となっている上、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸印が付され、資格喪失日から 3 か月後の昭和 50 年 4 月 7 日に脱退手当金の支給決定が行われており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月28日から23年12月1日まで
② 昭和24年5月28日から同年6月1日まで
③ 昭和24年8月25日から同年10月1日まで
④ 昭和25年4月30日から同年5月25日まで
⑤ 昭和25年8月26日から同年9月1日まで
⑥ 昭和26年4月30日から同年6月1日まで
⑦ 昭和30年5月27日から同年9月1日まで
⑧ 昭和33年6月29日から同年7月3日まで
⑨ 昭和35年6月20日から同年7月1日まで
⑩ 昭和35年12月2日から37年1月22日まで
⑪ 昭和37年1月29日から同年2月1日まで
⑫ 昭和41年11月28日から同年12月1日まで
⑬ 昭和48年8月29日から同年9月1日まで

昭和21年10月28日から船員として漁船において操機手、機関長などの仕事に就いていた。

船がドックに入っているときでも、船の調整や整備などの業務を行っていたので、船員保険の加入期間が断続するはずはなく、保管していた船員手帳やA国に技術指導のため行っていた時のパスポートを提出するので、調査して欠落のある期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が自身の船員歴（船名、船主住所・氏名、職名、乗船・下船年月日等）を整理したメモから、申立人が当該期間に、B氏所有の船舶Cに乗船したことは推認できるが、オンライン記録において、当該船舶は船員保険の適用船舶となっていない。

また、B氏所有の船舶Dについては、船員手帳において雇入年月日が昭和23年6月12日と記載されており、船員保険の新規適用日の同年12月1日に、船長以下申立人を含む38人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B氏は既に死亡しており、申立期間当時の船員保険の取扱い等について確認できない。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②から⑨まで及び⑪から⑬までについて、申立人の提出した船員手帳により、申立人が船員として各船舶において使用されていたことは確認できる。

しかし、申立人は、船員手帳の雇入契約の記載内容を申立期間における船員保険の被保険者期間の根拠としているが、船員手帳の雇入日及び雇止日の記載のある24か所のうち、船員保険の資格取得日又は資格喪失日と一致するのはわずかに3か所であるほか、船員保険の被保険者期間が、雇入契約期間より1か月多い期間や、重複する期間が2か所存在することなどから、船員手帳に記載されている雇入日及び雇止日をもって、船員保険資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

また、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づき、海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁が予めその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほかにも保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑩について、船員手帳から、申立人のE社（現在は、F社）所有の船舶Gにおける雇入日は昭和35年12月2日であること、申立人のパスポートから、同年12月17日に同船舶で技術指導のためA国に向け出港し、37年1月22日に帰港したことが確認できる。

しかし、船員手帳には、E社における雇止日が昭和35年12月17日と記載されている上、雇止事由として「売船国籍変更の為」と記載されているところ、船員保険法等では、船員保険の被保険者については、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り込む船長及び

海員並びに予備船員とする旨規定されており、同日以降において、船舶Gは外国船籍の船舶である上、日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶にも該当しないことから、申立人は当該期間において、同船舶に係る船員保険の被保険者となることはできない。

また、E社は、申立人の在籍について記録が無く不明と回答しており、同社社史においても同社が船舶Gを保有していたことは確認できない。

さらに、E社の船員保険被保険者名簿において、申立期間には申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑬までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年11月1日から29年4月1日までの期間及び29年7月15日から35年12月18日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和35年12月18日から36年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年4月1日まで
② 昭和29年7月15日から35年12月18日まで
③ 昭和35年12月18日から36年6月1日まで

私は、申立期間①及び②について、A社に勤務したが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、厚生年金保険被保険者期間として記録訂正してほしい。

また、申立期間③について、昭和35年12月18日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっているが、同社に籍を置いたまま在籍出向により下請会社のB社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年3月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人はA社からB社に在籍出向したので当該期間は継続して勤務していたと述べている。

しかし、C社（A社及びB社の事業を継承している会社）では、申立期間③において、申立人がA社からB社に在籍出向していたことについては、確認できる資料は無く不明と回答している。

また、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和35年12月18日となっている上、同社が保管している「厚生年金、健康保険、失業保険被保険者名簿」からも、申立人が同日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和36年6月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 25 日まで
② 昭和 61 年 1 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 25 日までは、A社という会社で通訳として勤務していた。

昭和 61 年 1 月 1 日から 64 年 1 月 1 日までは、事業所名は不明だが、本社がBにある事業主が女性の会社に在籍し、C市D区のE社内の駐車場で車両誘導業務をしていた。

昭和 64 年 1 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日までは、F社に在籍しC市G区のH店の駐車場で車両誘導業務をしていた。

いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、連絡先の判明した 17 名の同僚に電話及び文書による照会を行ったところ、10 名から回答があったが、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

また、A社は、「当社が保管する昭和 36 年 8 月と 41 年 8 月の社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は「事業所名は不明だが、本社所在地がB

で、事業主が女性であった。」としているところ、勤務場所であったE社は、申立人の供述内容と合致するI社と契約していたとしていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社は、「当社がI社に業務を委託したのは、新館がオープンした平成3年7月からであり、申立期間の車両誘導については、自社で行っていた。」としている。

また、I社は、申立人の在籍や厚生年金保険の届出等について、「当時の記録は保存していないため不明である。」と回答している。

さらに、I社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人と同じ駐車場に勤務していた同僚は、「当時、警備員は13名ほどであったが、申立人についての記憶は無い。」と供述している。

また、厚生年金保険への加入について、F社は、「正社員は必須であるが、ほかは希望した場合のみ加入させている。」、当該駐車場に勤務している担当者は、「正社員でなければ、ほとんどの者は厚生年金保険に加入していない。現在も警備員12名中2名程しか加入していない。」と供述しているところ、申立人は「私は正社員ではなく、給与から厚生年金保険料を引かれた記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月ごろから 20 年 7 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）C 事業所に勤務した昭和 19 年 1 月ごろから 21 年 3 月 14 日までの期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する養成工の集合写真から、申立人が申立期間に A 社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社が保管する「D 名簿」（昭和 39 年 8 月現在）によると、昭和 19 年に入社した者のうち、39 年 8 月時点の在籍者が 22 名記載されているが、記録が確認できる 9 名の年金記録を調査したところ、厚生年金保険の資格取得日は、各人により異なっていることが確認できる。

また、当該名簿に記載されている同僚の一人は、「私は、昭和 19 年 3 月 30 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は 22 年 5 月 1 日と記録されており、また、同時期に養成工期間を修了し、同じ部署に配属された同僚の取得日は 20 年 11 月 1 日と記録されている。」旨を供述していることから、A 社では、養成工期間を修了した従業員の厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことが確認できる。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を保存しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 31 日から 44 年 9 月 1 日まで

私は、A社での厚生年金保険の記録が1年前に誤って記録されているように思われたため、社会保険事務所（当時）で訂正を求めたところ、資格取得日のみが訂正され、資格喪失日については訂正されなかった。

このため、A社での被保険者記録は、6か月になってしまったが、私は同社では1年7か月勤務している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の証言などにより、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録における資格取得日と離職日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日及び資格喪失日とほぼ一致していることが確認できる。

また、上記被保険者原票には、申立期間内に行われる定時決定の記録を取り消して、資格喪失日をさかのぼって訂正したなどの不自然なところはみられない。

さらに、A社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等は保存しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、申立人が挙げた同僚から、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から47年6月19日まで

夫は、昭和38年にB市C町においてA社を設立した。私は、43年ごろに同社の取締役就任し、社会保険の業務に携わるようになった。同年秋ごろ、B市C町にあった事務所が同市Dに移り、その翌年の44年2月ごろに厚生年金保険に加入したと記憶しているが、オンライン記録は47年6月19日からとなっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び複数の元従業員の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時代表取締役であった者は既に死亡しており証言を得ることはできない上、現在の事業主は「申立人の申立期間の厚生年金保険に係る資料は無く、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」としている。

また、申立期間当時、当該事業所の社会保険の事務担当者となる者とは連絡が取れず、証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は見当たらず、ほかに不合理な事務処理が行われた形跡がうかがえない上、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 30 日から 36 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

私は、夜間高校に通いながら、昭和 34 年 11 月に A 社に入社し、36 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務している。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入期間になっていないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、A 社が保管する「厚生年金加入記録カード」では申立人の資格喪失日が昭和 35 年 12 月 30 日となっている。

また、A 社の「退職者名簿」及び「資格喪失者台帳」において、申立人の同社における退職日は昭和 35 年年 12 月 29 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日と一致している。

さらに、A 社が保管する「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控え」では、申立人は昭和 36 年 2 月 1 日に被保険者資格を再取得した際、新たな健康保険被保険者証の番号で資格を取得していることが確認でき、同社の「資格取得者台帳」においても資格取得日は同日となっている上、同社に係る被保険者名簿の資格取得日とも一致している。

加えて、申立人同様、アルバイト勤務をしていた複数の同僚についても、申立期間とほぼ同時期に被保険者期間の欠落がみられ、A 社の事業主は、

多くの従業員について、一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

申立期間②については、A社の「資格喪失者台帳」から、申立人は昭和36年3月28日に退社となっており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と一致している。

また、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで
申立期間の給与額と標準報酬月額が異なっているので調べてほしい。
会社の状態が悪くなってから違いがみられ、平成 11 年始めに、民事再生法の申立てと適用を受けた後は正しい金額になっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額と同じであることが確認できる。

また、元代表取締役は、「社会保険事務所（当時）から滞納の件で話があり、申立人の標準報酬算定届等を前社長の言われるとおりの標準報酬月額を下げて書いて届出した。私が社長になってからは、標準報酬月額を下げて届出をしていることは申立人に話をした覚えがある。」と供述している。

このほか、事業所別被保険者名簿には、訂正等不自然な記載は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 22 日から 33 年 4 月 11 日まで
私は、脱退手当金について会社から説明を受けたことも無く、最近まで知らなかった。脱退手当金の請求を行った記憶も、受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 4 月の前後 3 年以内に資格を喪失した者 66 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、57 名について資格喪失日後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、申立期間の脱退手当金の支給時期は、通算年金制度創設前であり、脱退手当金支給記録のある複数の従業員が「会社が代理請求していた。」との証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する押印がされているとともに、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 5 月 8 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 26 日から 39 年 4 月 3 日まで
同級生の紹介により、昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 20 日まで、A社で勤務していたが、一旦退職して転職し、その後再度同社で勤務した。最初の期間は厚生年金保険被保険者となっているのに、申立期間については記録が無いので、当該期間についても厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 9 月 26 日から 39 年 4 月 3 日までA社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人が名前を記憶している同僚は「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、2度同社に勤務したことは余り記憶に無い。」と証言している上、申立期間に同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚2名は、「申立人のことを知らない。」又は「申立人がいたかどうか不明。」と述べている。

また、申立人が2度目に勤務した時に同様の業務を行っていたとして名前を挙げた同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には名前は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 2 日から 47 年 8 月 1 日まで
私は、A社に昭和 45 年 3 月 2 日から 47 年 8 月 1 日まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社における申立人の詳細な勤務内容の説明及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が所持している昭和 45 年分及び 47 年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料を確認したところ、これらの社会保険料は、当該年の雇用保険料にほぼ相当することから雇用保険料であると考えられ、厚生年金保険料は控除されていないものと認められる。

また、事業主は、「正社員で1年以上勤務していると厚生年金保険には加入させたが、結婚している人は本人の申出により厚生年金保険に加入させないことがあった。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険番号に欠番は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 36 年 4 月 30 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務しており、業務命令によりB市に住んで、申立期間以前にC市等で行っていた紳士服の出張販売をD地方のE県及びF県で行っていた。昭和 34 年 10 月 21 日に会社の経費で運転免許証を取得させてもらっている上、定期的にB市に来ていた代表取締役から給与を受け取っていた正社員であり、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の勤務状況についての記憶から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚及び申立人と同時期にD地方で同様の業務に従事していたとする同僚も、申立期間とほぼ同期間において厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立人と同時期にD地方で紳士服の出張販売に係る渉外業務を担当したとされる同僚には、昭和 34 年 10 月 1 日以降のA社における被保険者記録が無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に加入記録のある同僚 11 名に照会したところ、8名から回答があったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

加えて、A社は既に事業を廃止し、昭和 54 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認

することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 10 月 7 日から 32 年 4 月 6 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 20 日まで

私は、A社に昭和 29 年 10 月 7 日から 32 年 4 月 5 日までの 30 か月間、B社に 32 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 19 日までの 24 か月間勤務した。記録では、その期間について脱退手当金支給済みとなっている。申立期間の後である 36 年 8 月 14 日から 39 年 12 月 30 日まで勤務した事業所の脱退手当金は受給したが、申立期間の脱退手当金は受け取った記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から昭和 34 年 6 月 6 日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後の同年 7 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 14 年 4 月 10 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 4 月からの標準報酬月額がそれ以前の 41 万円から 26 万円に変更されているが、申立期間当初から退職するまでの間、40 万円ぐらいの給与をもらっていたので、標準報酬月額を変更前の 41 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 8 年 4 月以降 41 万円から 26 万円に減額されているが、給与明細書等はないものの、同社を退社するまで毎月 40 万円ぐらいの給与が支給されていたと述べている。

しかし、A社は、既に解散しており、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、申立人が名を挙げた同僚等からも申立人の給与の実態及び厚生年金保険料について証言を得ることができなかった。

また、オンライン記録において、申立人を除く 3 名についても平成 8 年 4 月 1 日付けで月額変更が行われ、標準報酬月額が引き下げられているところ、当該 3 名に照会したものの、減額前の標準報酬月額に基づく保険料の控除がなされていたとする供述は無く、給与明細書等の資料も保管されていなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、記録の不備やさかのぼって訂正が行われた形跡は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から24年1月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けたが、当該期間についてはA社に勤務していた。

A社には、Bの教授の紹介により入社した経緯もあり、また、商品の取引先もC組合であったことから、毎月の給与から厚生年金保険料も控除されていたはずである。

保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出したはがきから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社があったとする地域を管轄していた法務局の商業登記簿謄本では、同社の商号で法人登記された法人の記録は無いとしている。

さらに、申立人は事業主及び当時の同僚等についても記憶が無いとしていることから、同僚等に照会を行うことができず、事業主も連絡先が不明である上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月31日から同年11月1日まで
② 昭和30年7月1日から31年6月21日まで

私は、昭和27年2月10日から同年11月1日までA社に勤務していたが、申立期間①が被保険者期間となっていない。

また、B社には昭和30年7月1日から34年6月21日まで勤務していたが、申立期間②が被保険者期間となっていない。入社して1年後に同社C支店に配属になったことを記憶している。これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和27年2月10日から同年11月1日まで継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている70名のうち、住所の判明した者1名についてアンケート調査をしたところ回答は無く、電話の登録も無い上、残りの69名は、住所不明、電話登録が無い等のため、同社に係る被保険者70名全員について照会することができなかったことから、申立期間①について申立人の勤務実態を確認することができなかった。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚2名のうち1名はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名は無く、他の1名は、上記の被保険者名簿に名前はありますが所在が不明であり、保険料控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料、

周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人はB社に昭和 30 年 7 月 1 日に入社し、一年後に同社C支店に転勤になったと述べている。

しかし、B社から提出された人事関係資料（昭和 31 年 6 月 1 日社内通達第 6 号）には、申立人の入社日が昭和 31 年 6 月 21 日と記載されており、オンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致する。

また、同じくB社から提出された人事関係資料（B社職制編成表「昭和 32 年 4 月 1 日」）には、申立人の同社C支店への転勤は昭和 32 年 4 月 1 日と記載されている。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 6 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、平成 8 年 2 月 6 日に A 社に派遣社員として登録し、B 社に派遣され 9 年 8 月 25 日まで勤務した。厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無いことが判明した。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同僚は、「私は、社会保険について入社の際に説明を受け、加入するかどうかは選択できた。私は、最初は加入しなかった。」と証言しており、申立人と同じ資格取得日となっている複数の同僚も入社日と厚生年金保険加入日との間には数箇月の相違があることが確認できることから、当該事業所では、従業員が入社後、一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推測され、申立人も、同様の扱いをされたものと考えられる。

また、申立人の健康保険組合の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致している上、A 社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 13 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで
私は、A 社（現在は、C 社）B 工場に昭和 13 年 4 月から 20 年 8 月まで勤めていたが、その期間の年金記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している構内交換取扱者認定証に、申立人が昭和 13 年 4 月に A 社に採用され、20 年 8 月に退職と記載されていることから、申立人が申立期間において、A 社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、労働者年金保険法及び厚生年金保険法において、女性労働者は昭和 19 年 10 月 1 日より前の期間は被保険者となることができない期間である。

また、申立人は、A 社 B 工場において、電話交換手の仕事をしていたと供述しているが、申立人と同様に同社 B 工場に勤務していた同僚の姓のみしか覚えておらず、保険料の控除に係る証言を得ることができない。

さらに、C 社は、申立人について申立期間当時の資料が残っていないため、不明であると回答しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、昭和 26 年 11 月 21 日以降の被保険者記録しかなく、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人には、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料は無く、厚生年金保険被保険者証や保険料控除に関する記憶が無く、保険料控除を推認できるその他の関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年7月1日まで
② 昭和41年9月5日から42年4月4日まで
③ 昭和42年4月17日から45年1月20日まで

私は、平成19年に社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、脱退手当金を支給済みであると言われ、初めて脱退手当金制度のことを知った。出産のため退職したが病院から脱退手当金をもらうか否かを聞かれたことも無く、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示及び支給日である昭和45年10月9日以前の日付「45.8.28」が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 21 日から 60 年 4 月 1 日まで
私は、A社の社員であった昭和 59 年 10 月 3 日から 60 年 3 月 31 日までの期間にB市にあったCデパートで販売員をしていたが、厚生年金保険の記録は、59 年 10 月 3 日から同年 11 月 21 日までの期間しかない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立期間のうち昭和 59 年 11 月 21 日から同年 12 月 20 日までは、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると申立人の資格喪失日は、昭和 59 年 11 月 21 日と確認できる上、同確認通知書から、同社が同年 12 月 11 日に健康保険被保険者証を添付して社会保険事務所（当時）に被保険者資格喪失届を提出していることが確認できる。

また、A社の事務担当者は、「申立人から退職したいとの申出があり、健康保険証が郵送されてきたので、それを添付して資格喪失の届出を行った。当然、その後の保険料は控除していない。」との旨を供述している。

さらに、A社から提出された社会保険事務所が同社に通知した昭和 59 年 12 月分の健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書によると、申立人は同年 11 月 21 日に資格を喪失し、同年 11 月の申立人に係る健康保険料及び厚生年金保険料が減額されていることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、中学校を卒業して昭和 31 年 4 月 1 日にA社に就職した。在籍したのは、半年余りであったが、入社した最初の4か月が欠落しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の証言から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同時期に、中学校を卒業してA社に入社したと供述している同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 32 年 9 月 16 日に厚生年金保険の資格を取得している。

また、申立人及び同僚は、当時のA社の従業員は 10 名程度であったと供述しているところ、同社に係る上記被保険者名簿によると昭和 31 年 4 月 1 日の被保険者は7名であることが確認できることから、同社では厚生年金保険について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、A社の事業主には連絡が取れず、当時の賃金台帳や源泉徴収簿なども確認できず、申立人は当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 12 月 21 日まで

私はA社で代表取締役として勤務しており、申立期間の報酬は月額 40 万円であった。また、私が保管していた平成 6 年 2 月 1 日の資格取得届の控えには標準報酬月額が 41 万円と記載されていることから標準報酬月額が 20 万円という記録は考えられない。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、41 万円と記録されていたところ、平成 6 年 7 月 26 日付けでさかのぼって 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の社会保険事務を行っていた会計事務所は、「同社に社会保険料の滞納はなかった。」と述べており、申立人の夫も同様の供述をしている。

また、申立人の前にA社の代表取締役であった申立人の夫は「いつのことか明確に記憶していないが、取引先のプロジェクトが終了したため申立人の給料を下げたことは記憶している。」としている。

これらのことから、当該訂正処理については、事実即した処理であったことがうかがえ、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われたと言うことはできない。

一方、申立人は、申立期間当時にA社の代表取締役であったことが閉鎖登記簿謄本により確認できるところ、申立人は賃金台帳等の資料を保存しておらず、上記の会計事務所に照会したものの、保険料の控除に係る資料

は提出されなかった。

また、申立人は申立期間に係る保険料の控除について、明確に記憶していない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで在籍しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 4 月 1 日であるはずなのに、オンライン記録で確認をしたところ、同年 3 月 31 日となっていた。同社から発行してもらった退職証明書では、退職日は、同年 3 月 31 日となっているので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が発行した退職証明書を提出し、同社に平成 8 年 3 月 31 日まで在職していたと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録では、平成 8 年 3 月 30 日が離職日となっている上、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格確認通知書によると、申立人の資格喪失日は、離職日の翌日の 8 年 3 月 31 日となっており、双方の喪失記録は合致しているところ、同社は当該退職証明書に記載されている申立人の退職日は誤りであると回答している。

また、A社は、「給料の支払い方法は、当月末締めで当月末日現金払いであり、厚生年金保険料は、翌月控除である。申立人の給料は、平成 8 年 3 月分まで支給し、同年 2 月の厚生年金保険料を控除したが、同年 3 月の厚生年金保険料は給料から控除していない。」旨の説明をしている。

さらに、A社では複数の同僚が月末で被保険者資格を喪失しているとともに、その同僚は「退職月の給与から 2 か月分の保険料は控除されておらず、1 か月分の保険料が控除されていた。」と供述している。

加えて、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認

できる給料明細書等はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月 22 日から同年 5 月 7 日まで
② 昭和 56 年 6 月 15 日から同年 6 月 24 日まで
③ 昭和 56 年 7 月 6 日から同年 8 月 6 日まで
④ 昭和 58 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に雇用契約書に基づいてパート勤務をしたが、申立期間の雇用期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とA社との申立期間①、②、③及び④に係る定期雇用契約書、日雇雇用契約書及び定期・日雇雇用契約書を保管していることから、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社では、人事管理マニュアルを作成しており、それによると「臨時雇用者の雇用に関して、雇用期間が30日以内の場合は日雇契約、31日以上の場合は定期契約とするとし、社会保険適用条件として、日雇契約及び定期契約の場合で雇用期間が31日以上2か月未満については社会保険は適用除外する」と規定している。この規定に沿って、申立期間①の定期雇用契約（46日間）、申立期間②の日雇雇用契約（9日間）、申立期間③の日雇雇用契約（31日間）及び申立期間④の定期雇用契約（31日間）をみると、いずれも同社の規定する社会保険の適用除外に該当する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間①から④までにおいて申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料の控除を確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 1 日から 40 年 6 月 27 日まで
② 昭和 40 年 8 月 30 日から 41 年 10 月 20 日まで
③ 昭和 42 年 6 月 19 日から 45 年 6 月 4 日まで
④ 昭和 45 年 9 月 14 日から 48 年 12 月 22 日まで
⑤ 昭和 49 年 3 月 18 日から同年 6 月 22 日まで

厚生年金保険の期間照会の回答として、申立期間①、②及び③についてはA病院を辞めた時の昭和 45 年 7 月に、申立期間④及び⑤についてはB病院を辞めた時の 51 年 6 月に脱退手当金を受けているため、年金額の計算には算入されていないとのことであった。

しかし、私は、脱退手当金という制度さえ知らなかったし、A病院を辞めたのは婦長とけんかしたためで、最後の給料さえもらっていないので脱退手当金などもらった覚えは無い。

また、B病院を辞めた時にも脱退手当金を受け取った記憶が全く無い。

以上、脱退手当金が支給されたと記録されている2回とも受け取った覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①、②及び③に係るものと申立期間④及び⑤に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

申立期間①、②及び③については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には「脱」表示と共に脱退手

当金の裁定日とみられる日付が記載されていること、及び脱退手当金が厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和45年7月31日に支給決定されていることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立期間④及び⑤については、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から32年1月1日まで
A社での資格喪失日が昭和28年6月1日となっているが、同社には31年12月31日まで勤務していた。

A社は、本社のほかに、事務所があり、私が勤務したのは事務所であった。そこには、社員が4名から5名おり、私は経理事務をしていた。本社には数回行っただけであり、余り交流は無く、時期は不明であるが、本社はつぶれてしまったと聞いたことがある。ただ、事務所は継続して営業しており、仕事の内容も変わらなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社の事務所に勤務していたと述べている。

しかしながら、複数の同僚から聴取したものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたとする供述を得ることができなかった。

また、複数の同僚から「私は昭和29年12月ごろにA社を退職したが、その時には申立人は既に退職していたと思う。」と述べている。

さらに、上記の同僚のうち1名は「昭和29年4月ごろにA社はB社になり、会社も引っ越しをした。」と述べているところ、申立人は、会社の名称が変わったこと、及び引っ越しをしたことを記憶していない。

加えて、申立人は「A社本社がつぶれた後、事務所は独立してA社という社名（以下、「C社」という）で事業を行っていた。」と述べているところ、商業登記簿謄本により、所在地及び代表取締役の氏名が申立人の証言と一致するA社が確認できたが、同社が設立されたのは、申立期間後の昭和32年1月16日である上、オンライン記録によると33年2月1日に

厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A社及びC社は既に解散しており、A社の事業主も連絡先が判明せず、C社の事業主は既に死亡していることから照会を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録では、私はA社で昭和 47 年 6 月から被保険者になっているが、46 年 3 月に短期大学を卒業した後、1 年間も仕事をしないでいる訳が無い。同社には同年 6 月から勤務していたので、申立期間について、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社で勤務していたと述べている。

しかし、A社には、申立人に係る人事記録等関連資料が保管されていない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録が無いことから、申立期間についての勤務実態を確認できない。

また、申立期間当時の代表取締役は既に死亡しており証言を得ることができない上、申立期間当時A社に勤務していた同僚2人は、「申立人が申立期間に勤務していたかどうか記憶していない。」と供述している。

さらに、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無く、オンライン記録と一致しており、記載内容に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 5 日から 31 年 12 月 1 日まで
前の会社を辞めた後、すぐにA社に勤務した。勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間に含まれていないので確認して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の後に就職した際にB社に提出した履歴書と志願書には、昭和 28 年 5 月又は同年 6 月から 30 年 2 月までA社に勤務した旨が記載されていることから、申立人が同社に勤務していた期間は 28 年 5 月又は同年 6 月から 30 年 2 月までの期間であることは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 31 年 6 月 1 日であることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたと推認できる期間は同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

さらに、同僚に照会を行ったところ、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から厚生年金保険料を控除されていたかについては、覚えていない。」と証言しており、事業主及び当時の社会保険担当者は、既に亡くなっていることから、申立期間当時のことは不明であり、申立人の保険料控除に係る証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月ごろから 34 年 5 月ごろまで
私は、申立期間に公共職業安定所から紹介された A 協会 B 支部で勤務していた。

しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時従事していた業務内容や勤務場所を具体的に記憶しており、その内容は、当時、A 協会 B 支部に在籍していた者の供述と一致することから、申立人は、申立期間に同協会同支部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 協会 B 支部は、「当支部で保管している正社員等について記載している名簿には、申立人の氏名は確認できない。また、当時の記録が無いので、詳細は不明であるが、正社員以外の臨時の雇員などは、アルバイト扱いであったため、厚生年金保険には加入しなかったと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時に A 協会 B 支部で採用担当であった者は、「申立人が従事していた作業は、特殊な作業なので、採用後に見習いとして一定の教育訓練終了後にテストがあり、C 資格を得た。」と供述し、同僚は、「採用後の見習い期間を経て、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と供述しているところ、申立人は、「C 資格のための研修は受けていない。当初は、先輩と一緒に仕事に行き、その後、短期間であったが 1 人で仕事をした。」と供述している。

さらに、D 健康保険組合は、「当組合には、当時は、正社員のみが加入

していた。申立人は、組合に保管されている被保険者名簿では確認できない。」と回答している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月29日から平成6年4月30日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

私は、申立期間に、代表取締役としてA社を経営していた。

また、前職のB社についても、代表取締役として経営に当たっていたが、同社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録はあるのに、A社で勤務した期間の記録が無いのは、同じ会計事務所が社会保険の手続を行っていたことから納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に勤務していたと述べているところ、同社の商業登記簿謄本で、申立期間に申立人が同社の代表取締役に就任していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の大部分の期間について、国民年金に加入していることが確認できる上、「昭和61年4月からは社会保険事務所から指導を受けて国民年金保険料を納付した。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立人は、A社で勤務していた役員や社員に関する記憶も曖昧^{あいまい}なことから、申立期間の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ること

もできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
私は銀行を辞めた翌月の昭和 48 年 7 月 1 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 49 年 1 月 1 日となっている。申立期間に働いていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び A 社が保管していた B 共済組合に提出した申立人の履歴書（同社の証明印あり）から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の厚生年金保険記録の B 共済組合への移管手続きに際し作成された厚生年金保険被保険者期間調査表によると、申立人の A 社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 49 年 1 月 1 日となっている。

また、A 社が申立人と同じ昭和 48 年 7 月 1 日に入社したとしている同僚 7 名の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日の 49 年 1 月 1 日となっており、そのうち 1 名は「入社してしばらくは社会保険に入れてもらえず、国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の同社に係る被保険者資格取得日はオンライン記録と同日の昭和 49 年 1 月 1 日となっている。

このほか、申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月ごろから 56 年 2 月 1 日まで
申立期間におけるA社の被保険者期間が欠落している。試用期間は3か月から6か月あったと思うが、入社後、34 か月も加入していないのはおかしい。
申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた上司の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同時期に入社したとしている同僚は、厚生年金保険の資格を昭和 55 年 2 月 1 日に取得している上、その他の複数の同僚は、「私がA社で厚生年金保険に加入したのは入社して2年4か月後である。」、「私は、入社した最初の6か月が被保険者となっていない。」、「私は、入社時から1年間は被保険者となっていない。」などと供述している。

また、申立期間当時のA社の社員数について、複数の同僚は40人程度であったと供述しており、一方、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると被保険者は31名であることが確認でき、これらのことから、申立期間当時、同社では、従業員ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録及びB厚生年金基金が提出した申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の資格取得日は昭和56年2月1日となっており、同社に係る申立人の上記被保険者原票における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年ごろから 21 年ごろまで
昭和 18 年ごろから A 会に勤め始め、21 年ごろまで勤務した。
終戦を迎え、軍人であった主人と結婚し、仕事を辞めた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の証言から、時期は定かではないが、申立人が A 会に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 18 年ごろから 19 年 6 月 1 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされていたため、女子事務員である申立人は当該期間に労働者年金保険の被保険者となることができない。また、19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の制度発足に係る準備期間であり、保険料の徴収は行われていない期間である。

申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年ごろまでの期間について、オンライン記録において、A 会は、22 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の同僚は「申立人は、戦後には A 会に勤務していなかった。」と述べている。

さらに、A 会は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。しかし、私は申立期間においてB市にあったA社に勤務をしていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務してことは同僚の供述から推認できるが、当該同僚は申立人の勤務期間や雇用形態についての具体的な記憶は無い。

また、別の同僚は「申立期間当時においてA社は厚生年金保険の適用事業所であったが、ほとんどの社員が給与から保険料を引かれることを嫌がり、私自身も入社から2年程度、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は昭和34年4月に同社に入社したと述べているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年4月に資格を取得した者はおらず、整理番号に欠番は無い。

加えて、A社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できないほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 55 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 3 月ごろから、弟が経営する A 社に、顧問として経営に参画していた。常勤では無かったが、同社に勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述内容や、申立人が保管する顧問の肩書の記載のある名刺から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は A 社における自身の勤務形態について、「1 か月のうち 5 日くらいは出勤していたが、常勤ではなかった。」と述べている。

また、申立人は、「昭和 55 年ごろに、代表取締役の指示により管轄社会保険事務所（当時）に出向いた。それまでは厚生年金保険へ加入していなかったと思う。」と述べている上、申立人が所持する年金手帳には、昭和 55 年 2 月 1 日付けの厚生年金保険の資格取得の記録が確認できるとともに、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は、同年 2 月 1 日付けで申立人の厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、それまでの期間、事業主は申立人の厚生年金保険の加入手続は行っていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入しており、申立期間において、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 30 日から 55 年 1 月 18 日まで
私の厚生年金保険記録のうち、A社で勤務していた期間が抜けている。同社は本社と支店を併せて従業員は 14 名ほど在籍していた。会社はきちんと厚生年金保険に加入しているものと思っていたので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は商業登記簿謄本により、申立期間中に存在していたことが確認できるものの、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散している上、同社の役員は連絡先が不明であり、申立人が記憶する同僚に照会を行ったものの、回答を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月1日まで
私は、昭和40年4月1日にA社を退職してすぐに、B社に勤め始めた。その後、C社に転職したものの、しばらくB社にも勤め続けた。同社には同年4月1日から勤務していたのに同社における被保険者資格取得日が41年3月1日となっているため、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主から提供されたB社の昭和40年6月28日付けの創立株主総会議事録に、申立人の名前が取締役として記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和41年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でないことが確認できる。

また、昭和41年3月1日に入社した同僚は、自分の入社日以前に勤務していた社員は4名であると証言していることから、申立期間にはB社は適用事業所の要件を満たしていなかったものと認められる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のあるほかの同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日も、全員が申立人と同じく同社が適用事業所となった昭和41年3月1日以降であることが確認できる。

加えて、複数の同僚に聴取したところ、申立期間における、保険料控除に関する証言は得られず、当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年9月1日まで
A社に昭和19年4月に入社したのに、同社の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年9月1日となっていることが、ねんきん特別便で分かったので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和19年4月1日から勤務していたと主張している。しかし、申立人が記憶している上司、同僚の名前はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるものの、連絡先が不明であり、申立人の勤務実態を確認できない上、申立人と資格取得日が同一日である複数の同僚は申立人について記憶が無いとしていることから申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、同僚の1名は「昭和19年4月に入社したが、初めの約6か月間は試用期間とのことで厚生年金保険には入らないと聞いたように思う。」と証言しており、この同僚のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、19年9月1日となっている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同年代の従業員410名の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日の昭和19年9月1日になっており、申立人が入社したとする同年4月1日に被保険者資格を取得した者は確認できないことから、当該事業所においては、従業員を入社後一定期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしている状況がうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、こ

のほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 2 月まで

前の会社を辞めた後、公共職業安定所から紹介されてA社に勤務していたが、厚生年金保険加入記録を確認したところ、加入記録に含まれていないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社について、事業主及び従業員の氏名を記憶しており、同社の周辺地理についても鮮明に記憶していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社の事業主の妻によると、「同社に勤務していた人数は夫を含め常時3、4人であった。」としていることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、A社に就職した際に前の事業所で使用していた厚生年金保険被保険者証を提出したところ「当社では提出の必要が無いと言われた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。